

32 工場誘致条例等による減免額に関する調

(単位:千円)

区分	低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額								その他の減免額		合計		
	低工法	過疎法	農工法	多極分散法	離島法	原発地域振興法	地域再生法	計	①	その他	計	②	(①+②)
事業税	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	法人	-	5,371	-	-	-	-	-	5,371	-	-	-	5,371
不動産取得税	-	44,353	-	-	-	-	-	-	44,353	-	7,856	7,856	52,209
固定資産税(特例分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	49,724	-	-	-	-	-	-	49,724	-	7,856	7,856	57,580

(注) 1 この調は、当年度において減免の決議をしたものについて当該減免額を記載した。

2 「低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額」は、課税免除又は不均一課税をした場合において、低工法等の規定により基準財政収入額から控除する額の算定の基礎となった減免額(75/100を乗ずる前のもの)を記載した。

3 「その他の減免額」の「その他」は、企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例に基づくものである。

33 地方税に関する争訟に関する調

(1) 不服申立てに関する調

区分	要処理件数			処理済件数					翌年度への繰越			(単位:件)	
	前年度からの繰越	本年度発生	計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	計	国税決定の繰越に伴うもの	その他	計	
賦	個人	非自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業税	自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得税	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
軽油引取税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	5	5	5
収	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	6	6	6

(注) 1 この調は、当年度における不服申立事案について作成した。

2 「却下」とは不服申立ての要件の備わっていない等の場合においてその審理を拒否する決定又は裁決をいい、「棄却」とは不服申立てを理由無しとして前の処分を是認する決定又は裁決をいい、「取消」とは不服申立てを理由ありとして原処分を取り消す決定をいい、「取下」とは不服申立てをしたものが不服申立てをした後決定までの間にその申立てを取り下げることをいう。

3 「国税決定の繰越に伴うもの」は、法第19条の9第2項の規定によるものを、「その他」は本県自体がその決定又は裁決を繰越したものと記載した。

(2) 訴訟に関する調

区分	前年度末係属件数 ①	当該年度発生件数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生年度別内訳						当該年度中の完結件数 ④	④の完結事由 内					⑤の係属審級			
				24以前	25	26	27	28	29		取	却	勝	一部敗訴	敗訴	1	2	3	
				-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	審	審	審	
賦	個人	非自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	事業税	自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産取得税	2	1	3	-	-	-	-	1	1	2	-	2	-	-	-	1	1	-	
軽油引取税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
徴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上記その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	2	1	3	-	-	-	-	1	1	2	-	-	2	-	-	1	1	-	-